

まんとくんの権利と使用について【まんとくん使用規程】

第2版（最新版） 2011年4月1日より有効

まんとくんネット（2008年10月27日に「クリエイターズ会議・大和」から改称）

この使用規程は2011年3月31日まで暫定延長のものを改訂したものです。

- ・まんとくんに関する権利
- ・まんとくんの使用について
- ・使用許諾申請

I. まんとくんに関する権利

キャラクター「まんとくん」の著作権はまんとくんネットが保有しています。
商標登録申請済。

II. まんとくんの使用について

まんとくんは、なら1300年祭（平城遷都1300年記念事業）を契機に、
「新しく、楽しく、愛する奈良と平城京1300年」を合言葉として、民間の手で誕生したキャラクターです。
1300年祭以後も、引き続いて奈良を楽しく元気にするための活動を続けています。
使用にあたっては、キャラクター設定（別掲）を尊重してください。
また、まんとくんを独占的に使用することはできません。

1. 個人および小規模グループによる使用（事業者ではない方）
2. マスコミによる使用
3. 企業・団体による使用

1. 個人および小規模グループによる使用（事業者ではない方）

（紹介目的）

ブログや掲示板・twitter・mixi等や、個人的な印刷物・掲示物等で紹介いただくのは自由です。
連絡も不要です。使用料は無料。

可能であれば、以下のURLにリンクするか、キャラクター著作権者の表示をお願いします。

<http://mantokun.net/>

(C) まんとくんネット または (C) mantokun.net

（二次創作）

Flashアニメや同人誌等での二次創作、あるいは立体造形物等を制作して、Web上や
コミケ・ワンフェス等で発表・販売するのは自由です。URLや写真、あるいは現物をお送り
いただいてのご報告を歓迎します。使用料は無料。

可能であれば、以下のURLにリンクするか、キャラクター著作権者の表示をお願いします。

<http://mantokun.net/>

(C) まんとくんネット または (C) mantokun.net

2. マスコミによる使用

（報道・紹介目的）

報道目的や、情報誌・情報バラエティ等で使用したい場合、良識に従って自由に使用してください。
事前の許可は不要です。事前または事後に、使用状況をご一報ください。使用料は無料。
まんとくんネットHPサイトの画面キャプチャはご自由に利用いただけます。

（二次創作）

二次創作については事前にご相談ください。

3. 企業・団体による使用

(看板・ポスター・チラシ・Webサイト・新聞雑誌広告・TVCM等でのPR使用)

- a. 奈良県内の商店や商店街等は、許諾なしに、無料で、デザインガイドラインに沿って使えます。
- b. 非営利の団体（自治体や官公庁を含む）やイベントは、事前許諾の後、無料で、デザインガイドラインに沿って使えます。
- c. 上記以外の企業や団体（県外の営利事業など）は、事前許諾の後、1社1万円の使用料で、デザインガイドラインに沿って使えます。（次項の許諾済み商品を販売するためのPR使用に関しては使用料は不要です。）

なお「着ぐるみ」の使用・出演を伴う場合は、別途「着ぐるみまんとかん使用規定」により費用が発生する場合があります。風適法（風営法）の対象店舗は、所在を問わず使用不可です。

(商品化での使用) (2011.4.1改定)

商品化での使用にあたっては「まんとかん育成事業者の会」（以下「育成会」と表記します）への加入を条件とさせていただきます。「育成会」会員事業者については、デザイン審査と事前許諾の後、生産数や製品価格による追加費用なしで商品化できます。

「まんとかん」の名称は商標登録申請済みですが、アイテムの分野によってはまんとかんネット以外の誰かが商標権を有している可能性があります。商標調査は各自の責任で行ってください。キャラクター使用を許諾した商品等によるトラブルについて、まんとかんネットは責任を負いません。

* 企業・団体使用における、事前のデザイン審査や使用許諾について。

・許諾審査

許諾審査においては「まんとかん」のキャラクターとの整合性を重視します。

独占使用は認めていませんが、すでに許諾済みの商品と類似の商品の場合、お客様の選択の範囲を確保するために配慮をお願いすることがあります。申請と審査の秘密は厳守します。

・許諾の期限

許諾される使用期限は、商品化の場合2013年3月31日までです。「育成会」会員資格が延長された場合には、さらに2年間使用期限が延長されます。

・許諾先の公表

許諾された使用先は、HPにて公表されます。完成した製品等の発表または発売開始を確認次第速やかに許諾先一覧に掲載いたします。許諾が必要な使用法で、一覧表にないものは不正使用となります。

* 「まんとかん育成事業者の会」加入について

「育成会」の加入にあたっては、入会金5千円、会費（2年分）一口1万円（一口以上）を申し受けます。2011年3月までの旧規定による商品化をされていた事業者については、入会金は不要です。

「育成会」加入の際には、キャラクター設定との整合性を保つため、環境負荷や、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）についての事業者情報開示をお願いします。

III. 使用許諾申請

[使用許諾申請](#)